

船橋市監査委員告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成17年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成25年12月27日

船橋市監査委員 中 村 章  
 同 増 田 尚 功  
 同 浅 野 正 明  
 同 高 木 あきら

監査対象機関		固定資産税課		結果措置報告年月日	平成25年12月2日
ページ	項目	区分	事項		措置状況
29	1-(2) -②- ア	監査 結果	非課税としている固定資産のうち大口のものについて、条例で定められた申告書類がほとんど保管されていない。		非課税物件の現物調査5ヶ年計画が終了し、調査報告書等を保存している。また、新たに5ヶ年計画を策定し、計画に基づき調査を実施している。

監査対象機関		納税課		結果措置報告年月日	平成25年12月19日
ページ	項目	区分	事項		措置状況
39	1-(2) -④- ア	監査 結果	税金の滞納者に対する督促状を、財務規則上の納期限後20日以内ではなく、30日以内で送付している。		船橋市市税条例第20条で税金の滞納者に対する督促状の送付を納期限後20日以内から30日以内に改正した。